

公 示

令和2年2月定期海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

令和2年3月19日

内閣府沖縄総合事務局長



記

(航海)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(航海)	1008、1009 以上2名
二級海技士(航海)	1114、1122、1125 以上3名
三級海技士(航海)	1305、1332、1333、1334 以上4名
四級海技士(航海)	1503、1526、1533、1534、1535、1536、1537 以上7名
五級海技士(航海)	1704、1706、1708、1709、1710、1711 以上6名

(機関)

種 別	受 験 番 号
一級海技士(機関)	1004 以上1名
二級海技士(機関)	1109、1111 以上2名
三級海技士(機関)	1315 以上1名
四級海技士(機関)	該当者無し
五級海技士(機関)	1701 以上1名
内燃機関二級海技士(機関)	該当者無し
内燃機関三級海技士(機関)	3314、3318 以上2名
内燃機関四級海技士(機関)	3509、3512 以上2名
内燃機関五級海技士(機関)	3702、3703、3714、3715、3719、3720、3721 以上7名

- (注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)
2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。
(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)
3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。
(TEL:098-866-0031 内線85327)